

京都市食の安全安心推進計画 (平成28年度～32年度) (骨子案)

目次

1 計画策定の背景	P1
2 推進計画の基本的事項	P2
(1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割		
(2) 目指すべき姿		
(3) 推進計画の位置付け		
(4) 推進計画の特色		
(5) 推進計画の期間		
3 施策の展開	P5
(1) 施策の体系		
(2) 施策の目標		
(3) 重点的な取組事項		
4 推進計画の推進体制及び進行管理	P11
(1) 推進体制		
(2) 進行管理		

1 計画策定の背景

現行計画の策定

京都市では、食品等の安全性と安心できる食生活を確保し、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的に「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）を平成22年4月に制定しました。

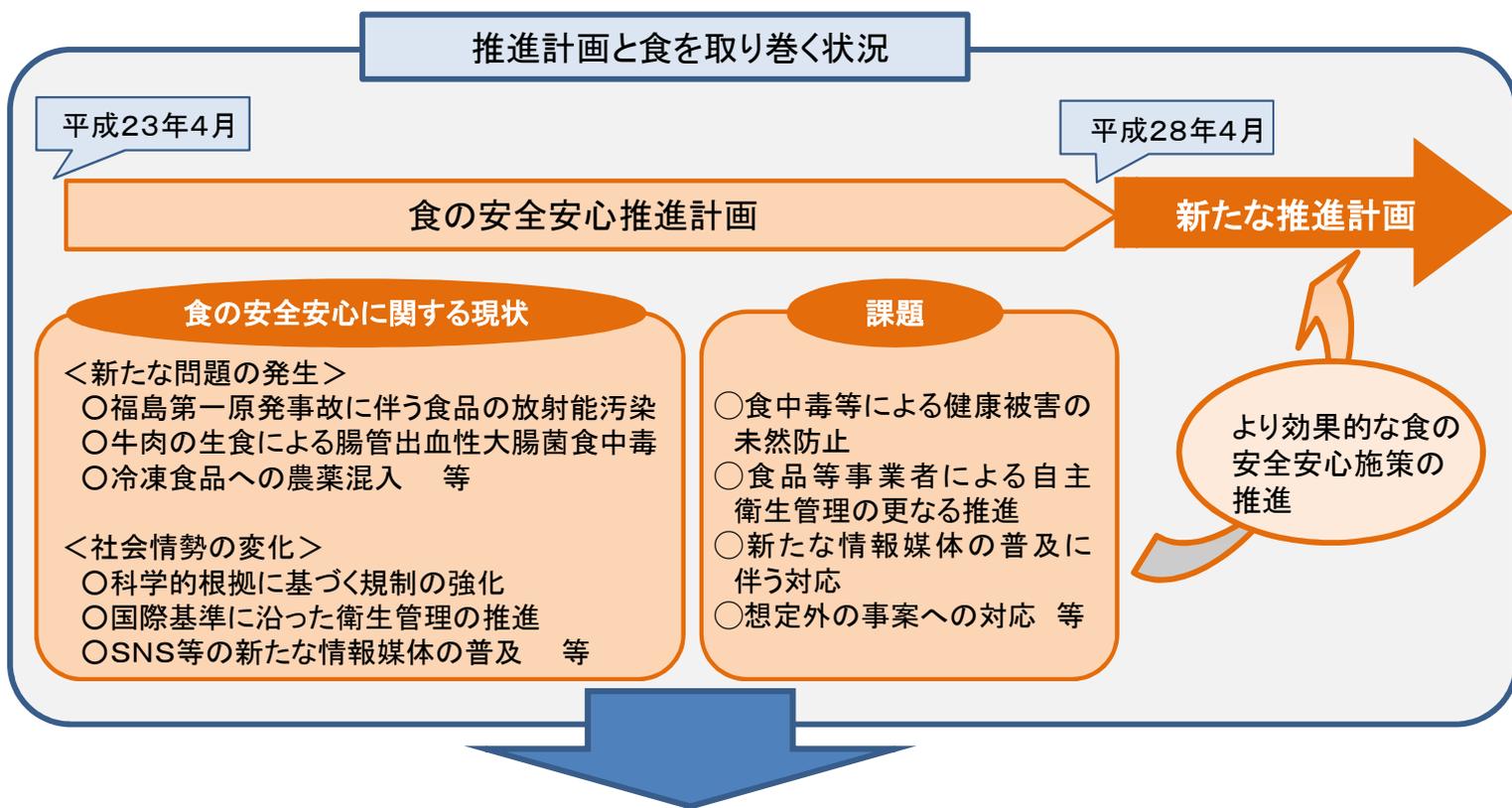
条例では、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めることとしており、平成23年3月に「京都市食の安全安心推進計画（以下「推進計画」といいます。）を策定し、市民、事業者の皆様とともに、京都の食の安全安心を確保するための取組を進めてきました。

推進計画の策定後の課題

推進計画策定から4年が経過しましたが、この間、京都が誇る和の食文化が世界的に注目を浴びる一方、国内では福島第一原発事故に伴う食品の放射能汚染の問題など、食の安全安心を脅かす様々な問題が発生しています。

新たな推進計画の策定

国内外の社会情勢により日々変化する食の安全安心に関する問題に対応し、より効果的な食の安全安心施策を推進するため、平成28年度からの新たな推進計画を策定します。



食の安全安心に関する問題に対応し、より効果的な食の安全安心施策の推進が重要

2 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割

条例では、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的に、食品等の安全性の確保及び安心な食生活の確保に向け様々な施策を講じることとしています。

条例に掲げる3つの基本理念に則り、京都市、食品等事業者及び市民等の皆様が、それぞれの責務と役割を担い、食の安全安心施策に取り組めます。

(2) 目指すべき姿

食の安全安心に関する問題に対応し、より効果的に食の安全安心施策を推進するため、条例に掲げる基本理念や各主体の責務と役割を踏まえ、「京の食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる社会」を目指します。

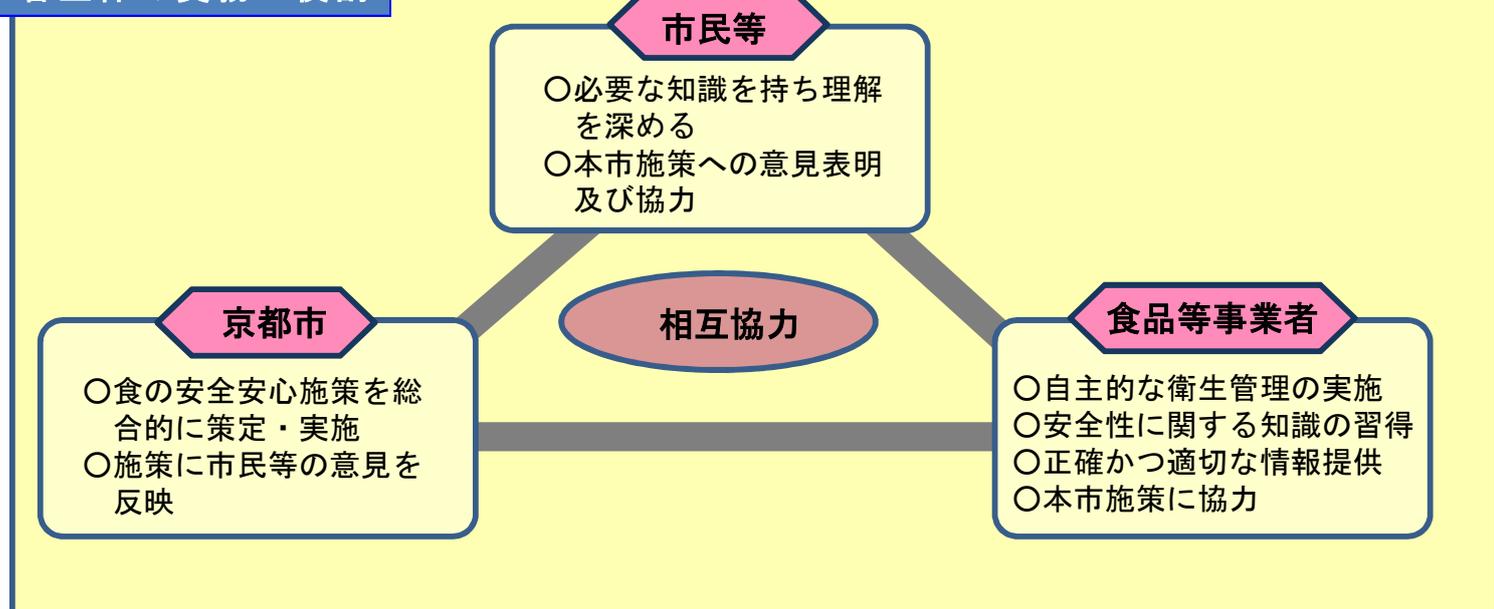
条例に掲げる3つの基本理念

- 1 市民の健康の保護が最も重要
- 2 食品等の生産から販売に至る一連の行程における安全管理
- 3 科学的知見に基づく健康被害の未然防止

目指すべき姿

京の食の安全性が確保され、
安心して食生活を営むことができる社会

各主体の責務・役割

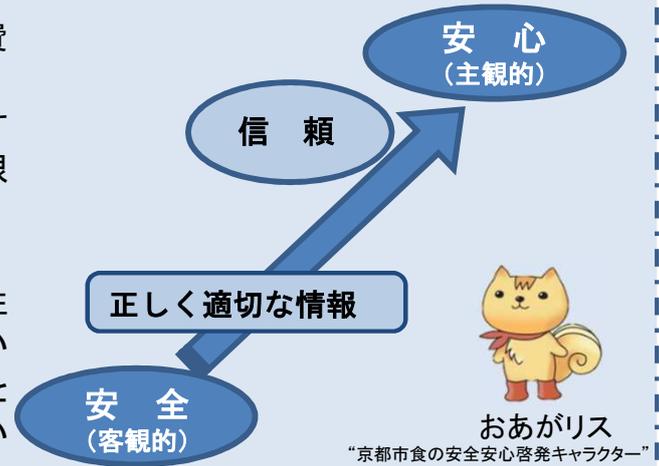


推進計画における食の「安全」と「安心」の考え方について

食品の「安全」が確保されていたとしても、必ずしも消費者の「安心」に繋がるものではありません。

「安全」とは、客観的なものであり、食品は危害を及ぼす可能性(リスク)があることを前提に、最新の科学的な根拠に基づいて、健康への影響が及ばない範囲まで予防、抑制されている状態をいいます。

「安心」とは、個人の主観的なものであり、食品の安全性の確保に向けた行政や食品事業者の様々な取組について、消費者が十分に正しく適切な情報を得て理解するとともに、多くの消費者の納得が得られ、信頼が構築されている状態をいいます。



(3) 推進計画の位置付け

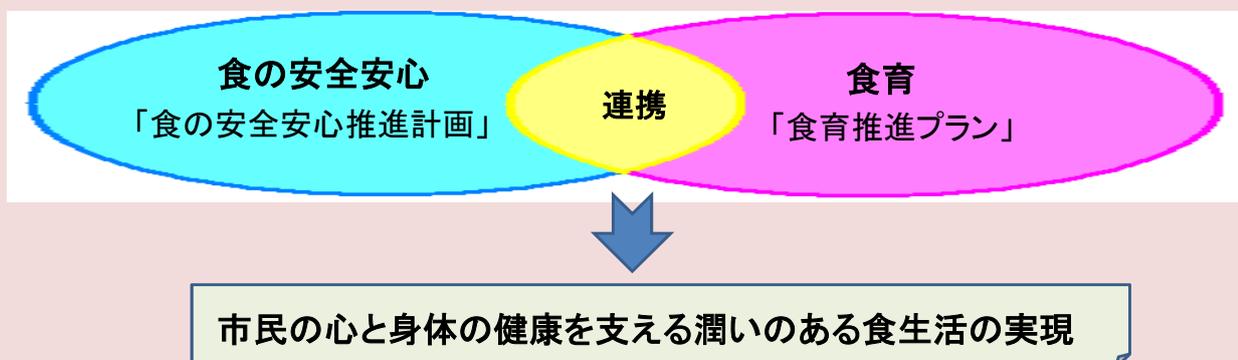
推進計画は、条例第9条に基づき、「京都市食の安全安心推進審議会」の意見を踏まえ、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための施策目標や取組等について定めるものです。

また、「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」の分野別計画に位置付けるとともに、関連分野との整合、連携を図りながら、各種施策を推進します。

＜「京都市食の安全安心推進計画」と「食育推進プラン」との連携＞

「食」は、日々の生活の基本であり、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を実現していくためには、食品等の安全性を確保した上で、市民自らが「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践できることが求められています。

京都市では、食の安全性確保という土台を築くために、条例に基づき策定する「食の安全安心推進計画」と、「食育基本法」に基づき策定する「食育推進プラン」とを、「食」に関する施策を推進するための両輪として位置付け、市民の心と身体の健康を支える潤いのある食生活の実現に向け、互いに連携及び整合を図りながら、総合的・計画的な推進に努めます。



(4) 推進計画の特色

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、常に日本の文化の中心として、世界に誇る独自の文化を育んできました。

食の分野においても例外ではなく、京都特有の風土に根差した伝統ある独自の食文化が受け継がれています。また、京都は、多様な大学や短期大学等が集積する「大学のまち」であるとともに、国内外から多くの観光客が訪れる世界を代表する国際観光都市です。

本推進計画では、他にはない京都の特色を活かし、各種施策を推進していきます。

京の食文化の承継

「和食」が「ユネスコ無形文化遺産」に登録され注目を浴びる中、京都市では、京料理、漬物、和菓子等に代表される「京の食文化」を「京都をつなぐ無形文化遺産」に登録しており、これらの食品の安全性を確保する取組を通じて、市民のみならず、多くの観光旅行者等の皆様の健康の保護を図ります。



「大学のまち京都・学生のまち京都」の特色を活かした取組の推進

学生と連携し、食の安全性に関するリスクコミュニケーション※に重点的に取り組むことで、学生から家族、友人、地域、さらには全市へと、食の安全の取組の波及効果が期待できます。また、同時に、学生は次の世代を担う人材でもあり、食の安全安心に関する知識や経験を次の世代に継承していく役割も期待できることから、京都が誇る学生力を活かした取組を推進します。



※ 市民、食品等事業者及び行政担当者などの関係者間で情報や意見をお互いに交換し、食品の安全性についての理解を深めること。

国際観光都市・京都の特色を活かした取組の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019などの国際的なイベントを控え、外国人観光旅行者をはじめ、京都を訪れる方々の更なる増加が見込まれます。

京の食文化に魅了される方々の期待に応え、京都を訪れる方々に安心して食を楽しんでいただくため、関係機関との連携のもと、京の食に関する安全安心の取組を積極的に情報発信していきます。

(5) 推進計画の期間

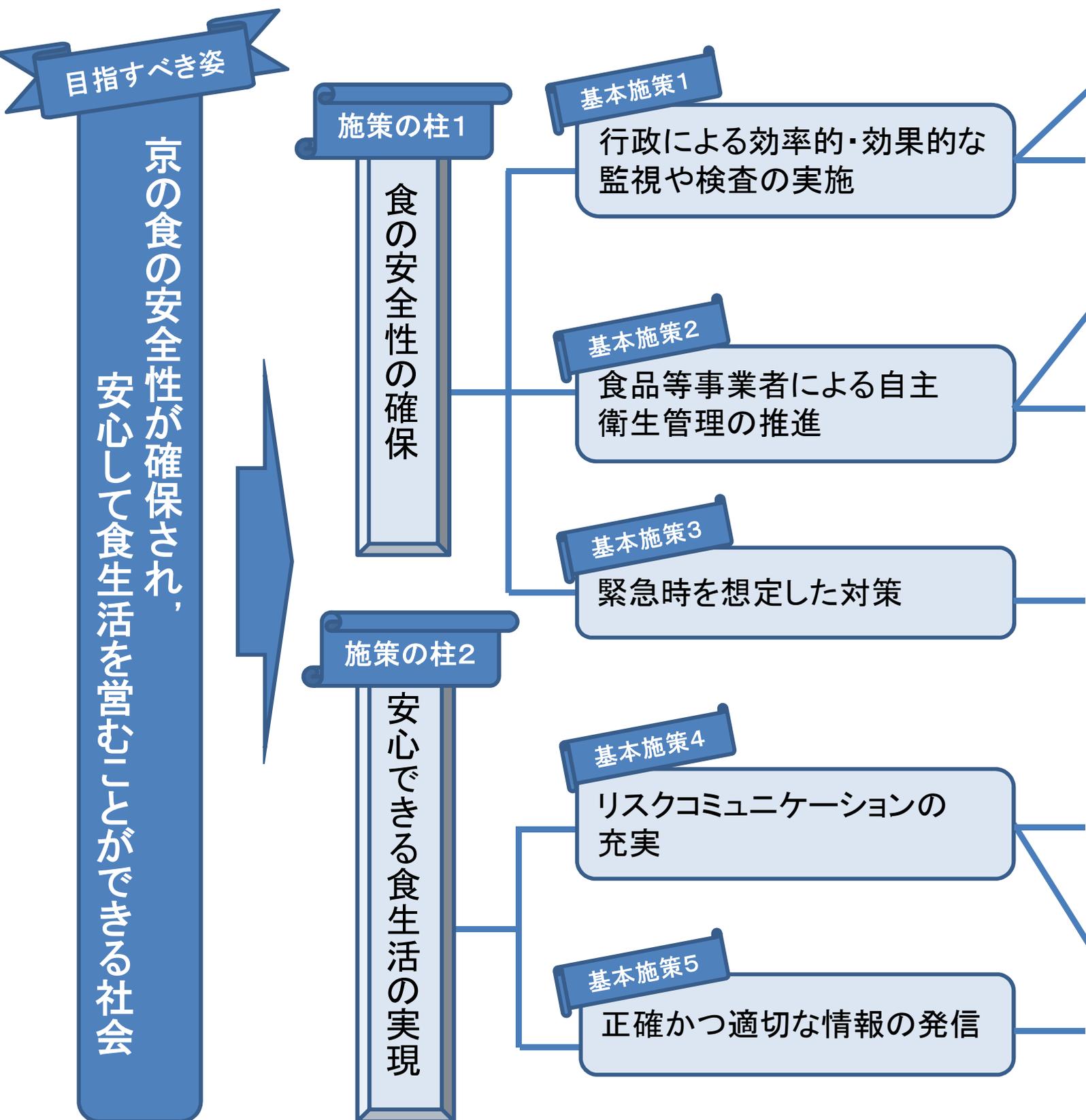
平成28年度(平成28年4月1日)から平成32年度(平成33年3月31日)までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、想定外の事案(新たなリスクの顕在化や科学技術の進歩等)や関連する法令の改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 施策の展開

(1) 施策の体系

「京の食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる社会」の実現に向け、食品の生産から販売・消費に至る各段階において、主に行政や食品等事業者による様々な取組により「食の安全性の確保」を図るとともに、市民や観光旅行者等に対し、行政や食品等事業者が積極的に情報提供し、正しく理解していただくことで「安心できる食生活の実現」を目指し、これら2つを施策の柱として掲げ、それぞれに掲げる基本施策のもと、各々の個別施策及び重点施策を展開していきます。



個別施策及び重点施策

- ①生産者に対する農薬の適正使用や抜き取り検査の実施
- ②家畜疾病の予防と家畜伝染病発生時の対策の徹底
- ★③食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び検査の実施
- ④地下水質の常時監視
- ⑤水源から蛇口までの水質管理の強化

- ⑥卸売市場における監視指導及び自主衛生管理の推進
- ⑦適切な食品表示の推進
- ⑧アレルギー物質対策
- ⑨自主的な衛生管理を基本とした給食対策
- ★⑩カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策

- ★⑪HACCPによる衛生管理の推進
- ★⑫京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度の活用及び普及
- ⑬自主回収報告制度の普及
- ⑭「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の遵守
- ⑮特定食品等事業者表彰制度

- ⑯「京都市危機管理基本計画」等に基づく危機管理体制の整備
- ⑰関係機関との連携強化
- ⑱人材の育成と資質の向上

- ★⑲目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進
- ★⑳「大学のまち・京都」の特性を活かした学生との協力による取組
- ★㉑食育と連携した食の安全安心施策の推進

- ㉒食の安全安心啓発キャラクターの活用
- ★㉓SNS等の様々な情報発信ツールを活用した効果的な情報発信
- ㉔京の食の安全性に関する情報の国内外への発信

生産から販売・消費に至るまでの食の安全安心の確保

★は重点施策

(2) 施策の目標

食の安全性の確保

目標

食品の生産から販売に至る各段階での取組により、市民や観光旅行者等の食の安全性の確保を図ります。

取組の方向性

- 1 社会情勢の変化に対応した監視指導や検査を実施することで、食中毒の発生や流通食品の違反件数を減少させ、市民や観光旅行者等の健康の保護を図ります。
- 2 食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を更に推進するため、京都市が独自に認証する「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の普及を図ります。制度の普及にあたっては、食品等事業者の認証取得を促進するため、衛生管理の取組状況に応じた区分の設定やHACCPとの整合を図ります。
- 3 食品の安全に係る事故が発生した場合には、迅速に被害拡大防止措置を講じるとともに、再発防止に向けた原因究明や発生原因への対応策の整備を図ります。

指標	内容	参考値(平成26年度末)
指標1	食中毒対策① 重篤又は大規模な食中毒の発生件数をゼロとします。 食中毒対策② その他の食中毒についても、減少させます。	① 1件 ② 11件
指標2	市内で製造される広域流通食品の違反件数をゼロとします。	0件(違反件数総数4件)
指標3	HACCP導入施設及び京(みやこ)・食の安全衛生管理認証取得施設を拡大していきます。	118施設(認証取得施設数)

安心できる食生活の実現

目標

京都市や食品等事業者による食の安全性の確保に関する取組を積極的に情報発信するとともに、市民等が学習する機会を設け、多くの市民等の理解の促進を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の国際的なイベントの開催を見据え、広く国内外に対し、京都市の食の安全情報の発信を図ります。

取組の方向性

- 1 市民や観光旅行者等に向け、あらゆる媒体を活用して、食の安全性の確保に係る京都市や食品等事業者の取組の情報を継続的に発信します。
- 2 市民、食品等事業者及び行政による食の安全性の確保に関する情報や意見交換を通じ、市民等の理解の促進を図ります。
- 3 大学生等を中心とした次世代を担う若年層に対し、食品に関し、自らが関心を持ち、正しい知識を普及し、行動し、次の世代に承継できる人材の育成を図ります。

指標	内容	参考値(平成26年度末)
指標4	食の安全に係る情報発信回数及びアクセス数や賛同数	26回(メール配信回数)
指標5	リスクコミュニケーション事業参加者数及び参加者の理解度	5,699人(事業参加者数)
指標6	食の安全安心に関心を有する人材育成数	-

(3) 重点的な取組事項

重点取組 1 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び抜き取り検査の実施

京都市では、効果的かつ効率的に飲食店や食品製造施設等(以下「食品関係施設」といいます。)に対する監視指導や流通食品の抜き取り検査などを行うため、毎年度、食品衛生法に基づき、「食品衛生監視指導計画」を策定しています。

「食品衛生監視指導計画」に基づき、京都の特性や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、効果的、効率的な監視指導や検査を実施します。



重点取組 2 カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策

近年の食中毒の傾向として、カンピロバクターやノロウイルスを原因とする食中毒が多くを占めています。特にカンピロバクターによる食中毒は、鶏肉の生食や加熱不足を原因として、若年層で多発しています。

このため、飲食店や大量調理施設への監視指導を強化するとともに、食中毒の特徴や消費者のライフスタイルに応じた適切な啓発を行い、カンピロバクターをはじめとした食中毒発生の未然防止を図ります。

重点取組 3 HACCPによる衛生管理の推進

京都市では、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」(以下「管理運営基準条例」といいます。)により、食品関係施設の衛生管理について必要な基準を定め、食品等事業者にも順守を義務付けています。

平成27年3月、管理運営基準条例を改正し、危害分析・重要管理点(HACCP)方式による基準を加えました。

国において、将来的にHACCPの義務化を見据えていることから、国の動向等も踏まえ、HACCPによる衛生管理の推進を図っていきます。

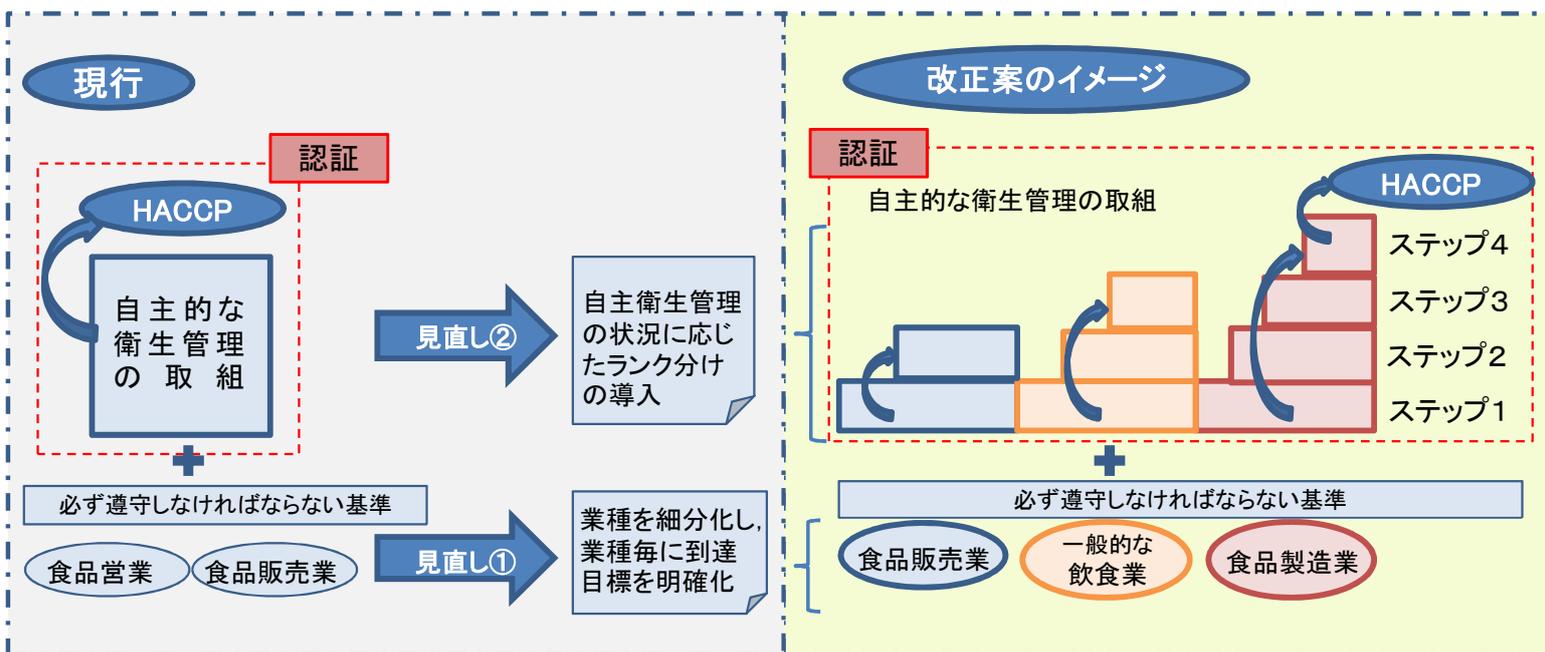
重点取組 4 京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度の活用及び普及

食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を推進するため、HACCPによる衛生管理の考え方を一部取り入れた京都市独自の「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」について、HACCPの将来的な義務化も見据え、現在の制度を見直し、更なる自主衛生管理の推進を図っていきます。

合わせて、取得した食品等事業者の取組を広く情報発信するなど、制度の更なる普及を図っていきます。

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度とは

- 食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を京都市が評価し、認証する京都市独自の制度です。
- 食品等事業者自らが、自主的な衛生管理の取組を推進することにより、食中毒の発生や異物混入等を低減し、市民の皆様により安全な食品が提供されることを目的としています。



重点取組 5 目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進

食の安全に関する情報提供に当たっては、発信する内容や情報を受け取る年代の特徴に応じた異なる対応が求められます。

このため、伝える内容やその方法を工夫し、目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションを推進していきます。

主な情報源

	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～
①	家族・親戚	インターネット等	テレビ				
②	学校	テレビ	インターネット等		新聞		
③	テレビ	家族・親戚		雑誌	家族・親戚		

各年代の特徴に応じ、適切な情報媒体の組合せによる効果的な情報提供が必要

※「インターネット等」とは、インターネット・携帯・スマートフォンをいいます。
 ※「平成27年度 京都市食育に関する意識調査」の実施結果に基づいています。

重点取組6 「大学のまち・京都」の特性を活かした学生との協力による取組

学生との食の安全性に関するリスクコミュニケーションに重点的に取組み、学生から家族、地域、全市へと、京都が誇る学生力を活かした食の安全安心の確保に向けた取組を広げます。

特に、食への関心や知識を有する学生を養成し、学生間のピアエデュケーション(相互教育)による食の安全に関する衛生意識の向上や取組の促進を図ります。



重点取組7 食育との連携した食の安全安心施策の推進

「食育推進プラン」に基づく食育事業と連携し、特に「食育指導員」による食育活動を通じ、保育園児や小学生のみならず、学生、成人への食の安全安心に関する情報発信を重点的に行います。



食育指導員とは

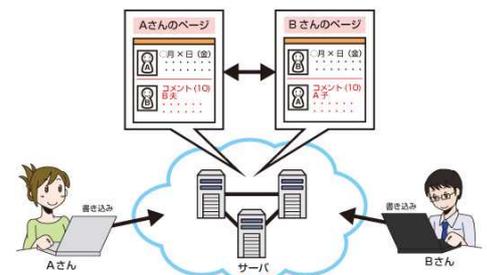
京都市では、市民の皆様健康で豊かな生活を送っていただくため、平成21年度から、地域に密着した食育推進活動を行うボランティアである「食育指導員」を養成しています。

食育指導員は、保健センターや小学校、保育所等地域において、料理教室等の体験活動や食を通じた健康づくり等の普及啓発活動を行っています。

重点取組8 SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信

テレビや新聞といった媒体に加え、近年はSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の普及によって、市民の皆様は、様々な媒体から情報を入手できるようになりました。

今後、情報媒体の特徴を踏まえながら、様々な媒体を活用して効果的な情報発信を図っていきます。

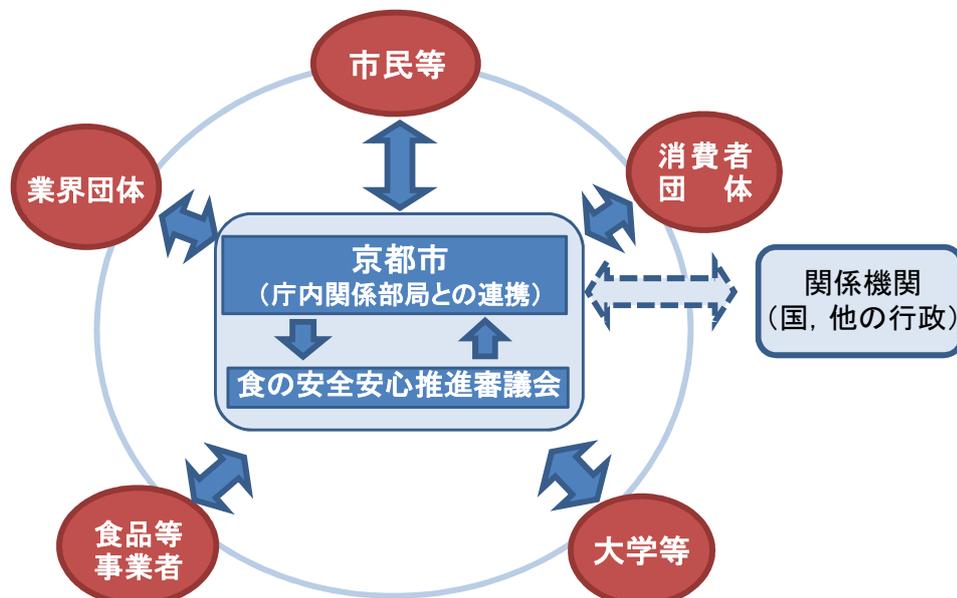


出典: 総務省ホームページ

4 推進計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進計画の推進体制

推進計画に定める施策の推進に当たっては、市民等や食品等事業者との協同の下、食の安全安心推進審議会や庁内関係部局と連携しながら各種施策に取り組みます。



(2) 推進計画の進行管理

PDCA(計画, 実施, 点検, 見直し)の考え方にに基づき, 進行管理を行います。

施策の実施状況については, 毎年度とりまとめ, 食の安全安心推進審議会からの評価を得た後, 公表します。

なお, 評価の結果, 施策の内容等に変更が必要な場合は, 適宜, 見直しや改善を図ります。

